

○国土交通省告示第八百八十六号

海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第四十二条の八の規定に基づき、先進船舶の対象範囲を定める告示を次のように定め、平成二十九年十月一日から適用する。

平成二十九年九月二十九日

国土交通大臣 石井 啓一

先進船舶の対象範囲を定める告示

第一条 海上運送法施行規則（以下「規則」という。）第四十二条の八第一号に規定する物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 液化天然ガス
- 二 液化石油ガス
- 三 水素ガス

第二条 規則第四十二条の八第二号に規定する先進的な技術は、次に掲げるものとする。

一 インターネット・オブ・シングス活用技術（インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報を活用する技術をいい、次号イからニまでに定めるものを除く。）

二 船舶の環境性能を著しく向上させる次に掲げる設備又は材料に使用される技術であつて、船舶の

環境性能を著しく向上させるものとして、次のイからトまでに掲げる設備又は材料の区分に応じ、それぞれイからトまでに定めるもの

イ スマートナビゲーションシステム 次に掲げる国際標準化機構が定めた規格（以下「国際規格」という。）のいずれにも適合する技術

(1) 国際規格 I S O 一九八四七（二〇一八）

(2) 国際規格 I S O 一九八四八（二〇一八）

ロ ウェザールレーディングシステム 気象及び海象に関する情報を継続して船上において直接取得し、当該情報を継続して船内において自動的に解析することにより得られる運航に最適な航路に関する情報を船員に提供する技術

ハ 遠隔監視システム 陸上において船舶の状態を把握するために、船舶の位置及び速力並びに主機の状態に関する情報を船上において継続的に取得し、かつ、これらの情報を船上から陸上に継続的に送信する技術

ニ 予防保全システム 主機の圧力、温度その他主機の運転状態を示す情報を船上において継続的に収集し、これらの情報を継続的に解析することにより、主機の状態を常に把握することを可能とする技術

ホ 統合ビルジ処理システム 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書 I

の実施に関して国際海事機関海洋環境保護委員会において承認された船舶の機関区域における油性廃棄物の処理システムに関する指針及び統合ビルジ処理システムの細則二千八年改訂版に規定する統合ビルジ処理システムの要件に適合するビルジ（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三条第十二号に規定するビルジをいう。ホにおいて同じ。）の発生量を減少させ、及びビルジを処理するための技術

へ 高延性鋼 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条の登録を受けた船級協会が高い延性を有すると認める船体（鋼製のものに限る。）を実現する技術であつて、当該船体の構造材料に係るもの

ト 耐食鋼 原油タンカーの貨物油タンクに対して講ずる千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第二章の一第三規則の十一第三・二項に掲げる措置において用いられる鋼材を実現する技術

三 前二号に掲げるもののほか、航行の効率性の向上又は快適性の確保に相当程度寄与し、かつ、船舶の環境性能を著しく向上させる技術

○改正履歴

平成三十一年三月十五日 一部改正（国土交通省告示第三百五十六号。特定先進低環境負荷船の追加等）